

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年1月4日改定）

### ■自動積立預入規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>2 自動積立預入の取扱い</p> <p>このサービスは、次の方法によるものとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前項により貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</u></p> <p>(8) <u>一の貯金証書の2件目以降の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該貯金証書の1件目の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。</u></p> <p>(9) (略)</p> | <p>2 自動積立預入の取扱い</p> <p>このサービスは、次の方法によるものとします。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) <u>このサービスに係る貯金証書への預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、このサービスに係る通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。ただし、このサービスに係る貯金証書の所定の欄に印鑑（又は署名鑑）がある場合は、当該印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱うものとします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(8) (同左)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>  | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2019年1月4日</u>から実施します。</p>   |

### ■満期一括受取規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前  | 改定後   |
|--|---|
| <p>1 満期一括受取り</p> <p>満期一括受取り（次条、第6条及び第9条において「このサービス」といいます。）は当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、定期貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの及び同規定第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）であって自動積立預入に係るもの（以下「自動積立定期」といいます。）について、積立期間が経過した日（以下この条、第4条第2項及び第8条において「満期一括受取日」といいます。）に当該払戻金（満期一括受取日に現存している当該貯金の払戻金に限り、）の全部をあらかじめ指定した通常貯金に振り替えてする預入の取扱いです。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>1 満期一括受取り</p> <p><u>(1) 満期一括受取り（次項、次条、第6条及び第9条において「このサービス」といいます。）は、当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、定期貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの及び同規定第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）であって自動積立預入に係るもの（以下「自動積立定期」といいます。）について、積立期間が経過した日（以下この条、第4条第2項及び第8条において「満期一括受取日」といいます。）に当該払戻金（満期一括受取日に現存している当該貯金の払戻金に限り、）の全部をあらかじめ指定した通常貯金に振り替えてする預入の取扱いです。</u></p> <p><u>(2) このサービスに係る貯金証書への預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、このサービスに係る通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。ただし、このサービスに係る保管証の所定の欄に印鑑（又は署名鑑）がある場合は、当該印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱うものとします。</u></p> |
| <p>5 証書保管の取扱い</p> <p>自動積立定期については、第6条第2項の場合を除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、当行所定の方法により保管証を預金者に交付します。<u>保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</u></p>  | <p>5 証書保管の取扱い</p> <p>自動積立定期については、第6条第2項の場合を除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、当行所定の方法により保管証を預金者に交付します。</p>  |
| <p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 前項により貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</u></p> <p><u>(4) 一の貯金証書の2件目以降の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該貯金証書の1件目の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。</u></p> <p>(5) (略)</p>   | <p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (同左)</p>  |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>   | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2019年1月4日</u>から実施します。</p>  |

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年1月4日改定）

### ■国債等規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| <p>9 届出事項の変更等</p> <p>(1) 加入通帳若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって国債等取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>               | <p>9 届出事項の変更等</p> <p>(1) 加入通帳を失ったとき又は氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって国債等取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>   |
| <p>11 <u>印鑑照合</u><br/><u>(新設)</u></p> <p>買取りの請求に係る書類、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）又は加入通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</p> | <p>11 <u>印鑑照合等</u></p> <p><u>(1) 国債等の届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該国債等の決済口座としている通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。ただし、加入通帳の所定の欄に印鑑（又は署名鑑）がある場合は、当該印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱うものとします。</u></p> <p><u>(2) 買取りの請求に係る書類、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を前項に定める届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</u></p> |
| <p>附 則<br/>(略)</p> <p>附 則<br/>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。</p>  | <p>附 則<br/>(同左)</p> <p>附 則<br/>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2019年1月4日から実施します。</p>  |

### ■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| <p>7 払込み等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A T Mによる払込みには、第5条第3項から第5項までを準用します。</p>  | <p>7 払込み等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) A T Mによる払込み等は、<u>払戻しとみなし</u>、第5条第3項から第5項までを準用します。</p>  |
| <p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第3項の届出の前に、預金者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。</p> | <p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、当行所定のインターネット接続端末機の操作の際に入力された暗証が、届出の暗証と一致することを当行所定の方法により確認した場合には、当行は入力した者を預金者本人とみなし、当該端末機を操作して行われたサービスの利用の申込み及び払戻し等の請求を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 第4項の届出の前に、預金者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。</p> |
| <p><u>(新設)</u></p>  | <p><u>附 則</u><br/><u>(実施期日)</u><br/>この改正規定は、2019年1月4日から実施します。</p>   |

### ■即時振替規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>2 利用の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の利用の申込みについて、当行で受信した利用者の総合口座の記号番</p> | <p>2 利用の申込み</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の利用の申込みについて、当行で受信した利用者の総合口座の記号番</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年1月4日改定）**

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>号、カナ氏名、生年月日及び暗証（キャッシュカード規定の適用のあるカードの暗証をいいます。ただし、同規定第9条（代理人のカード）の代理人のカードの暗証を除きます。この項、第4項及び第5項において同じとします。）が、当行が指定した記号番号並びに届出のカナ氏名、生年月日及び暗証と一致した場合には、当行は送信者を利用者本人とみなし、前項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3)～(7)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p><br><p><u>(新設)</u></p> | <p>号、カナ氏名、生年月日及び暗証（キャッシュカード規定の適用のあるカードの暗証をいいます。ただし、同規定第9条（代理人のカード）の代理人のカードの暗証を除きます。この項、第4項及び第5項において同じとします。）<br/><u>等当行所定の事項</u>が、当行が指定した記号番号並びに届出のカナ氏名、生年月日及び暗証<u>等当行所定の事項</u>と一致した場合には、当行は送信者を利用者本人とみなし、前項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3)～(7)（同左）</p> <p><u>(8) 第1項にかかわらず、当行が認めたときは、収納加入者がこのサービスの利用の申込みをしようとする者の代理人として申し込む方法その他当行所定の方法により、このサービスの利用の申込みをすることができます。</u></p> <p><u>(9) 前項の利用の申込みは、当行が当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</u></p> |
| <p>附 則<br/>（実施期日）<br/>この改正規定は、<u>平成 29 年 1 月 4 日</u>から実施します。</p>   | <p>附 則<br/>（実施期日）<br/>この改正規定は、<u>2019年 1 月 4 日</u>から実施します。</p>   |

以 上